

写

国計大第13号
平成17年7月1日

国土審議会会長

秋山喜久殿

国土交通大臣
北側一雄

首都圏近郊緑地保全区域の指定及び保全計画(神奈川県三浦市小網代地区)について

標記について、別添1及び別添2のとおり決定したいので、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第三条第三項及び同第四条第三項に基づき、国土審議会の意見を求める。

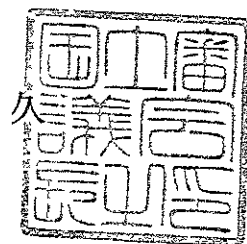


国 国 土 審 第 4 号
平成17年7月14日

国土審議会首都圏整備分科会長

杉 岡 浩 殿

国 土 審 議 会 長
秋 山 喜



国土交通大臣より当審議会に意見の求めのあった以下の件については、国土審議会運営規則（平成13年3月15日国土審議会決定）第7条第1項の規定に基づき、貴分科会に付託する。

- ・首都圏近郊緑地保全区域の指定及び保全計画（神奈川県三浦市小網代地区）